

法第 20 条 令第 85 条（積載荷重）

乗用車のみの自動車車庫の積載荷重

乗用車のみの利用に供する自動車車庫の積載荷重は、次の表によることができる。

区 分	積載荷重 (N/m ²)
床の構造計算をする場合	3,900
大ばり、柱又は基礎の構造計算をする場合	2,900
地震力を計算する場合	1,500